

令和5年度

設計書（公示用）

役務名 創成川分水工点検整備業務

令和5年1月 単価適用

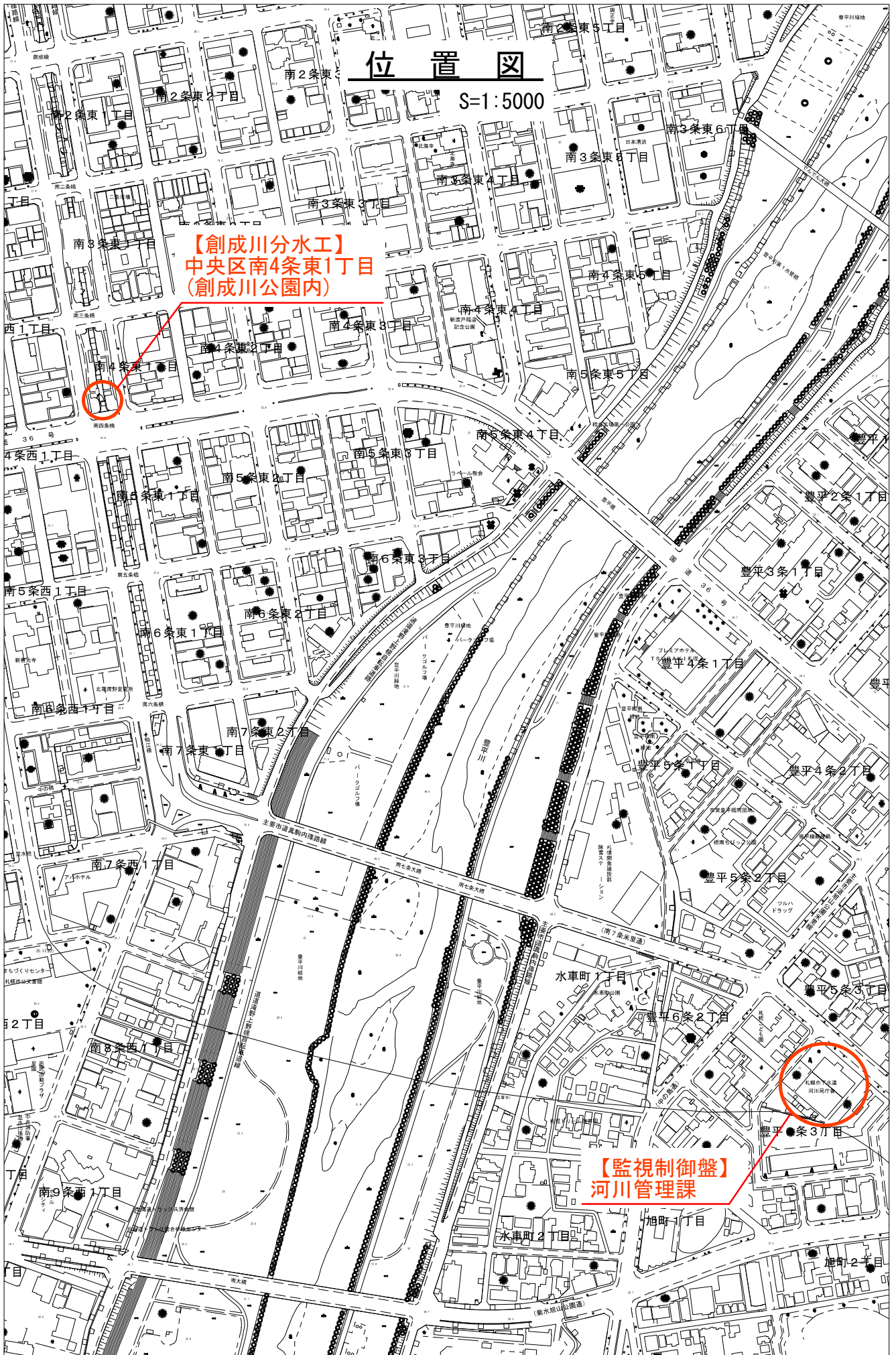
札幌市下水道河川局事業推進部

位置図

S=1:5000

【創成川分水工】
中央区南4条東1丁目
(創成川公園内)

【監視制御盤】
河川管理課



位置図

S=1:5000



【監視制御盤】
中央区土木センター

役務名 創成川分水工点検整備業務

一	金	業務委託費	円
	内 訳	業務価格	円
		消費税等相当額	円

役 務 説 明

1 業務の概要

創成川分水工の円滑な稼働を確保するため、監視制御設備とゲート設備の点検整備を行うものである。

- (1) 年点検 1回 (4月)
- (2) 月点検 11回 (5～3月)

2 施設の概要

- (1) 監視制御設備
監視制御盤(中央区土木センター)
中央区北12条西23丁目2-5 中央区土木部維持管理課執務室内

監視制御盤(河川管理課)
豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局事業推進部
河川管理課執務室内

現場操作盤・CCTV設備・水位計設備
中央区南4条東1丁目 創成川公園内
- (2) ゲート設備
制御ゲート、緊急ゲート 各1門
除塵スクリーン 1式
中央区南4条東1丁目～北1条東1丁目 創成川公園内

3 履行期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 までとする。

4 仕様書

別添のとおり。

創成川分水工点検整備業務 仕様書

第1編 総則

1 適用

本仕様書は、「創成川分水工点検整備業務」（以下「本業務」という）を円滑に行うため、業務の内容、要領等を定めるものである。

2 履行場所

(1) 施設名称

創成川分水工施設（以下「本施設」という）

(2) 施設住所

ア 札幌市中央区南4条東1丁目～北1条東1丁目 創成川公園内

イ 札幌市中央区北12条西23丁目2-5 中央区土木部維持管理課執務室内

ウ 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局事業推進部河川管理課執務室内

3 遵守法令

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の法令を遵守すること。

(1) 河川法

(2) 電気事業法

(3) 消防法

(4) 労働安全衛生法

(5) 大気汚染防止法

(6) その他関係規則等本市の指示によるもの

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 履行体制

(1) 業務責任者等の選任

受託者は、直接的かつ恒常的な雇用契約にある者の中から、次の項目に示す者を定め、書面をもって委託者に通知すること。

また、受託者はこのほか現場における点検整備を行う作業員を確保し、業務に従事させること。

ア 業務責任者

受託者は、本業務の点検整備に係る業務にあたり、業務遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。

業務責任者は、点検整備に係る業務の履行にあたって、作業の目的、留意事項、施設の特質を把握し、作業間の調整、不適合箇所がシステムに及ぼす影響と、その修復に係わる技術的判断を行うため、設備全般に亘る幅広い専門的な知識、経験、技量等を備え、業務の円滑な実施と成果の品質確保を図ること。

イ 保守員

受託者は、現場において業務責任者の補佐を行う保守員を1人定めること。

(2) 連絡及び報告

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、連絡及び報告に係る体制を定め、委託者の承認を得ること。

(3) 緊急時対応

受託者は、本施設に故障等が発生し、施設の運用に支障が生じた時は、直ちに委託者へ報告するとともに、施設の復旧に努めること。

(4) 技術的指導

受託者は、本施設の運用が支障なく行えるよう、委託者に対し必要な技術的指導を行い協力すること。

(5) 修繕が必要な場合の措置

受託者は、本施設点検時、その他において施設の修繕が必要になった場合は、速やかに委託者に報告し、その対応について協議すること。

6 資格要件

(1) 業務責任者の資格要件

本業務の履行における業務責任者の資格要件は、次の項目のいずれかを満たす者とする。なお、実務経験は令和4年度完了見込み分を含む。

ア 電気主任技術者（第三種以上）の資格を有する者。

イ ポンプゲート式小規模排水機場設備又は類似設備の製作、もしくは点検整備について3年以上の実務経験のある者。

(2) 保守員の資格要件

保守員の資格要件は、次の項目のいずれかを満たす者とする。

なお、実務経験は令和4年度完了見込み分を含む。

ア 電気設備又は機械設備の点検整備業務について、実務経験が3年以上の者。

イ ポンプゲート式小規模排水機場設備又は類似設備の製作、もしくは点検整備について1年以上実務経験のある者。

7 安全衛生管理

(1) 受託者は、労働安全衛生法、同施行令、同規則、その他の災害防止法令の定めるところにより、保守員及び作業員の安全衛生に十分な配慮をし、業務の処理に支障を及ぼさぬこと。

(2) 受託者は、保守員及び作業員に対して、作業に適した服装の着用を努めること。

(3) 受託者は、安全対策に必要な安全管理器具を用意すること。

(4) 受託者は、保守員及び作業員に労働安全衛生の教育を施し、労働災害発生のないよう努めること。

(5) 受託者は、安全管理に関する事項を確実に実施し、業務中の事故のうち受託者の過失が認められるものについては、受託者の負担において処置すること。

8 提出書類

受託者は、次の各項目に示す書類を委託者に提出すること。なお、提出する書類の日付は全て和暦で記載すること。

(1) 契約後の提出書類

次の項目に示す書類（割印付又は袋とじ）を契約後速やかに1部ずつ提出し、委託者の承認を得ること。なお、内容に変更のあった場合には直ちに変更内容を記載した書類を提出し、委託者の承認を得ること。

ア 業務責任者等指定通知書

本仕様書第1編5(1)にて定める者を通知すること。

イ 同上経歴書

ウ 同上資格免許証写し

エ 同上雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）

オ 業務管理体制表（緊急連絡体制表含む）

カ 業務工程表

キ 作業員名簿

本業務における作業員の氏名、生年月日、住所、資格等を記載すること。

(2) 各月業務完了時の提出書類

受託者は、次の項目に示す書類を翌月1日(当該日が閉庁日にあたる時は、その直後の閉庁日でない日)に委託者に提出すること（提出日を記載すること）。

また、委託料の支払いは毎月払いとし、委託者が毎月の業務完了後に検査を実施し合格した場合、受託者は、請求書を委託者に提出し、委託料の請求をすることができる。

ア 完了届 1部

3月分については3月31日付とし、3月31日迄に提出すること。

イ チューブファイル 1冊 (A4-S、幅 50mm)

4月分の業務報告時に提出すること。

(3) 業務報告書

受託者は、次の項目に示す書類を委託者に提出すること。

・点検整備報告書 1部

本仕様書第2編5及び6によること。

点検整備報告書については、別途発注する「排水機場等河川管理施設総括監理業務」の受託者（以下、「業務管理者」という）に対し、点検実施月の25日(当該日が閉庁日にあたる時は、その直後の閉庁日でない日)迄に提出すること。なお、やむを得ず期日までに提出できない場合は電子メール又は電話にて業務管理者に連絡すること。また、点検整備報告書については業務管理者の確認を受けるものとし、内容について説明を求められた場合、記載方法の修正等の指示があった場合は、これらに応じること。

(4) その他の提出書類

受託者は、前項(1)～(3)に示す書類・報告書の他、委託者より書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

9 業務実施時期及び記録等

業務実施時期及び回数について下表に示す。

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
	月点検		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
点検	年点検	○												1
臨時点検														必要に応じて実施

(1) 月点検 11回

(2) 年点検 1回

(3) 臨時点検

札幌市内において震度4以上の地震が発生した場合は、点検を行うこと。

その他、落雷、火災、暴風などが発生した場合は必要に応じて点検を行うこと。

点検結果は、本仕様書第2編5に基づく(1)、(2)、(3)、(5)、(6)の書類を作成し、速やかに委託者まで報告すること。

10 施設の区分・構成

(1) 本施設の区分及び構成は下表のとおりである。

区分	構成
計器設備	水位計
操作制御装置	機側操作盤
扉体	全般、扉体、支承部、水密部、戸当たり、開閉装置（電動ラック式）
開閉装置	開閉装置（電動ラック式）
受電部	引込柱、電線・支持物、ケーブル
配電設備	取引用計器収納箱、低圧分電盤
除塵設備	スクリーン（吐口含む）
監視設備	CCTVカメラ

(2) 本施設の機器は、別紙「主要機器リスト」のとおりである。

11 再委託について

本業務のうち次の項目は、再委託することができない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理、点検手法の決定及び技術的判断等
- (2) 点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見
- (3) 月点検業務

ただし、上記以外の業務については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承認を得ること。

また、業務責任者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

12 施設の管理について

- (1) 点検整備作業終了時には、設備の異常のないことを確認の上、施錠すること。
- (2) 履行場所周辺は必要に応じて清掃・草刈・除雪等を行い、施設の良好な管理に努めること。
- (3) 委託者から本業務に含まない修繕等における立会いの指示があった場合についても、これに応じること。
- (4) 冬期間は、凍結による機器破損防止、電気盤内の結露対策などを確実に行うこと。
- (5) 受託者の過失による機器の損傷、施設の損傷を与えた場合は、受託者の負担にて復元すること。

13 その他・特記事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度協議の上、これを定めること。
- (2) 発生材については、委託者と協議すること。
- (3) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、次のように環境負荷の低減に努めること。
 - ア エコドライブの推進、アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす 等
 - イ 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化の推進
- (4) 受託者は、履行期間の開始前までに、当該業務の前年度受託者から業務引継を受けるとともに、本業務に必要な機材・人員等の必要な準備を行うこと。また、本業務の履行期間満了又は、契約解除に伴う業務の終了にあたっては、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うこと。

14 委託者の連絡先

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

住所 : 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1

電話番号 : 011-818-3415

第2編 点検整備業務

1 目的

点検整備業務は、本施設を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的として、維持管理における保守点検整備の仕様を定め業務を行うものである。

2 履行のための点検整備指針及び取扱

受託者は、次の(1)から(2)に示す要領に基づき、点検整備を実施しなければならない。また、次の(3)に示す共通仕様書に準拠するものとする。

- (1)「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)(国交省)(平成28年3月)」及び「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案)(平成28年3月)」
- (2)「河川ポンプ設備点検・整備実務要領」(一社)河川ポンプ施設技術協会(平成29年2月)発行
- (3)「機械設備点検・整備共通仕様書(案)」(国交省)(令和4年3月)
- (4) その他委託者が必要と認めるもの

3 点検整備業務の業務内容

受託者は、次の項目にて定める業務を実施すること。

- (1) 前記(1)、(2)に基づく本施設に該当する設備の点検
点検項目は、設備毎に定める点検・整備チェックシート(様式5)の各項目とする。なお、同表に記載されていない項目であっても機能確認上当然必要と思われるものについては、これを充足すること。基本的な内容は、次の項目に示す通りとする。
 - ア 年点検は、設備を構成する装置、機器の健全度の把握、システム全体の機能確認、劣化・損傷等の発見を目的としており、計測、作動テストも行うものとするが、水位条件等により不可能な場合は、委託者の指示に従うこと。点検については、対象設備の保全について知識、能力を有する専門技術者により実施すること。
 - イ 点検終了後、報告書を作成すること。
- (2) 点検整備における日常補修等の軽微な小修繕、整備、消耗品の交換(本仕様書第2編4(2)参照)及び直接材料費に計上する部品の交換(原則年点検時に実施すること)
- (3) 保管される予備品・備品類について、必要数量及び良好な状態の維持、台帳類の管理
- (4) 別途契約による工事・作業が発生した場合の立会い(安全確認含む)
- (5) 本施設を適切な状態に保つための改善提案

4 保守用機器及び補修用材料

- (1) 計器・工具類
受託者は、日常の保守管理や点検整備及び補修に必要な計器類(ノギス、テストハンマ、メガテスタ、マイクロメータ、シクネスゲージ、塗膜厚計、振動計等)や工具類を用意すること。
- (2) 補修用資材・部品
点検整備の際に、日常補修等の軽微な小修繕、整備、消耗品の交換に使用する消耗品類、機器の定期的な分解点検に際して消費されるもの(下記参照)は、受託者の負担とする。
 - ア 補修用塗料(塗料・シンナー等)
 - イ 潤滑油脂類(補充用オイル、グリース等)
 - ウ 報告記録用紙類(計装用記録チャート紙、帳票用紙、記憶媒体、ファイル等)
 - エ 接着剤、ハンダ、溶接棒、工具刃、洗浄油、コーキング等
 - オ 補修用材料(分解整備に伴うシール・パッキン類、ボルト、ナット、座金、くぎ、ウェス、サンドペーパー、ヒューズ、表示ランプ等の一般汎用品の範囲内)
- (3) 財産の管理
本施設に配置している資材、特殊計器、工具は委託者に許可を得た上で使用すること。

5 点検整備報告書（年点検）

点検整備報告書（年点検）は、次の各号の内容にて構成するものとする。報告書類は、表紙を付け（別添参考様式）、次の番号順に綴り提出すること。各報告書は、原則として両面印刷とする。

(1) 点検・整備総括表

様式 1 に示す点検整備総括表を作成すること。記載事項は次の項目とする。

ア 作業分類

(ア) 点検名称（年点検）

(イ) 点検実施月

イ 作業期間

点検開始及び点検終了時刻を記載すること

ウ 作業内容

点検における作業内容の概要を記載すること

また、冬期間における積雪や凍結による動作不良防止等に対する措置及び、その復旧について、実施月の報告書に実施日、作業概要などを記載すること

エ 考察

(ア) 概況

(イ) 新たな不具合事項

(ウ) 改善された項目（点検時に確認した項目とし、部品等の交換を含む）

オ 主要機器

ゲートなどの仕様を記載すること。

(ア) 名称

(イ) 形式

(ウ) 寸法

(エ) 設置年月日

カ 積算電気量

買電の積算電気量の点検終了時点のメータ読み（動力用と電灯用の区分がある場合は各々）を記載すること

キ 作業責任者

本仕様書第 1 編 5 (1) アにて定める作業責任者の氏名を記載すること

ク 立会者

委託者等が立ち会った場合に、氏名を記載すること

ケ 作業員

本施設にて点検整備業務に従事した作業員の氏名を記載すること

(2) 点検・整備詳細記録表

本施設にある次の主要な設備について、点検結果、各測定装置の数値などを記載可能な範囲で記録すること。

(ア) ゲート設備

(イ) 受電設備

(ウ) 監視制御設備

不具合・故障を記載し、様式 2 に示す点検・整備詳細記録表を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

新たな不具合事項については追記すること。また、不具合・故障が復旧されたと確認した場合は、その旨を記載すること（確認月日含む）。なお、委託者の指示があるまでは、復旧した項目を削除しないものとする。

記載事項は次の項目とする。

ア 設備区分

本仕様書第 1 編 10 (1) にて示す設備区分より選択して記載すること。

イ 機器名

ウ 写真番号（業務写真の番号と整合させること）

エ 評価（様式 2 の凡例参照）

オ 内容状況（発生箇所及び状況）

カ 処置結果

対処及び処理状況について経過観察、補修、部品交換、オーバーホール、改修、更新、新設より選択して記載すること。

(3) 故障記録表

新たな不具合事項について、様式 3 に示す故障記録表を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

前記の 5 (2) 点検・整備詳細記録表に記載している不具合・故障の故障記録表は、年点検実施月（年度当初）、契約終了月などにおいて、全て作成すること。

記載事項は次の項目とする。

ア 故障発生年月日時

イ 故障発生設備、箇所

ウ 故障状況、原因（不具合・故障個所の写真を添付すること）

エ 故障対策内容

オ 改良要望事項等

カ 故障発生までの運転時間

キ 修理完了年月日

(4) 設備の改良・更新記録表

本施設内設備等の改良、更新等を実施した場合に、様式 4 に示す設備の改良・更新記録表を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

記載事項は次の項目とする。

ア 工事名、工期、業者名、作業完了年月日

イ 改良、更新対象設備、機器名

ウ 処理内容

(5) 業務写真

業務写真の内容は次のとおりとする。各写真は台紙（別添参考様式）に印刷して、綴ること。

ア 本仕様書第 1 編 10 (1) に示す設備区分の構成設備について、次の項目の写真集を各々、作成すること。なお、各写真集に表紙を付けること。

(ア) 機器全景、点検整備の履行状況及び主な点検箇所（計測表示等を含む）

(イ) 不具合・故障箇所（冬期間、臨時点検時などは除くものとする）

(ウ) 本仕様書第 2 編 5 (1) ウにおける措置・復旧の作業及び箇所

イ 写真帳に添付する写真については、次の各号に留意すること。

(ア) 黒板の使用

写真撮影にあたっては、次の項目が確認できる黒板を被写体とともに写しこむものとする。なお、不具合・故障箇所の写真には不要とする。

a 業務名

b 工種

c 場所

d 機器名

e 撮影年月日

(イ) 撮影の仕様

写真の有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（130 万画素程度）とし、プリンタはカラーで 300dpi 以上とする。

(ウ) 写真番号

各写真には写真番号を設定する

(6) 点検整備チェックシート

様式 5 に示すチェックシートは、説明事項・注意事項に留意し、本施設の点検・整備の結果を記載して作成すること。

(7) その他

ア 点検、分解整備等で確認・計測などを実施した場合には、内容を整理し取りまとめるこ

と（様式は問わない）。

イ 業務履行のなかで判明した本施設全般に関して特記すべき事項があれば、記録すること（様式は問わない）。

6 点検整備報告書（月点検）

点検整備報告書（月点検）は、対象である水位計取付部点検、カメラ取付部点検、制御盤環境点検、ゲート設備点検整備における次の各号の内容にて構成するものとする。

- (1) 点検・整備総括表
- (2) 点検・整備詳細記録表
- (3) 故障記録表
- (4) 業務写真
- (5) 点検・整備チェックシート

なお、記載事項等の詳細は、5 点検整備報告書（年点検）による。

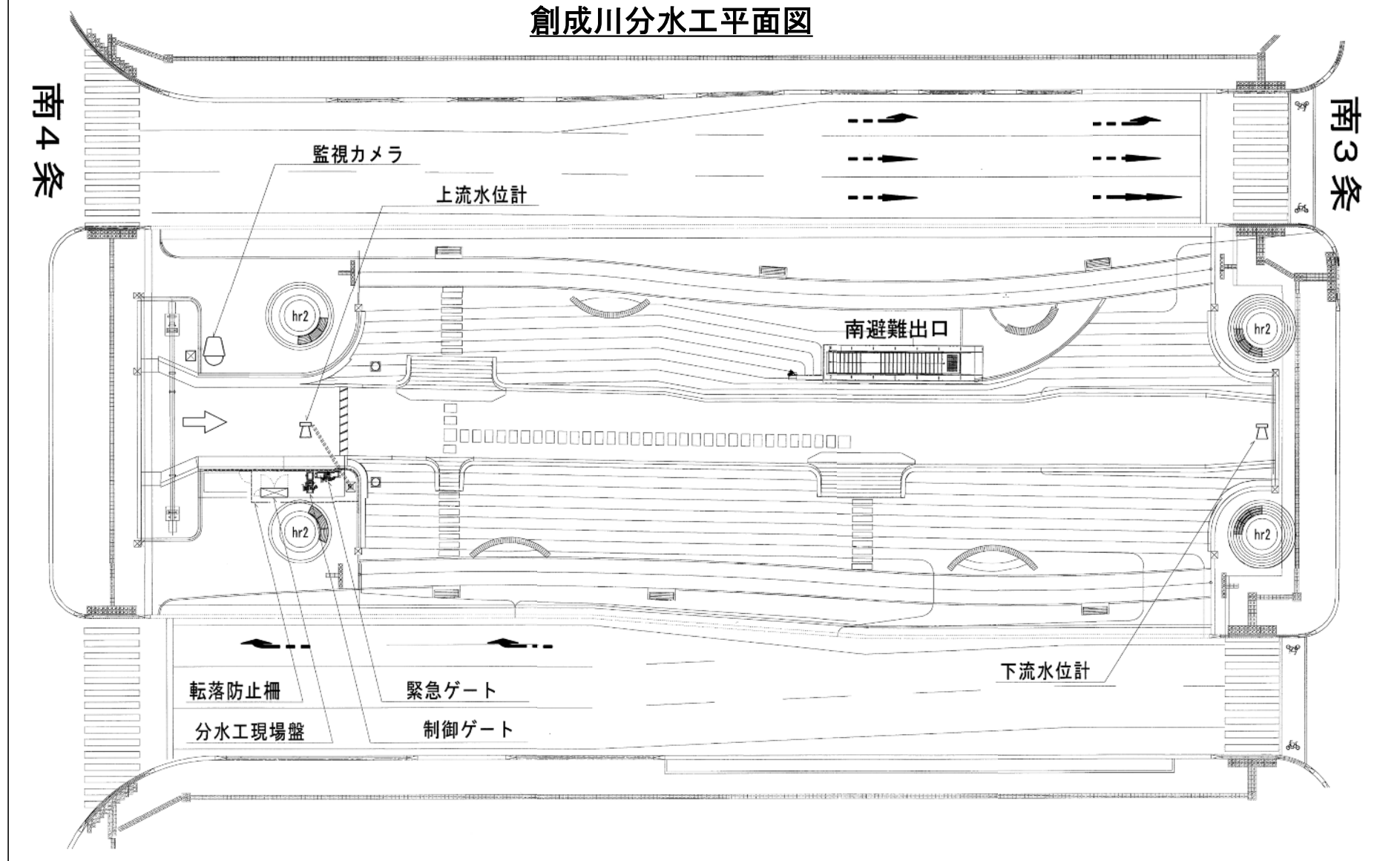
創成川分水工

作成 2023年度

主要機器リスト

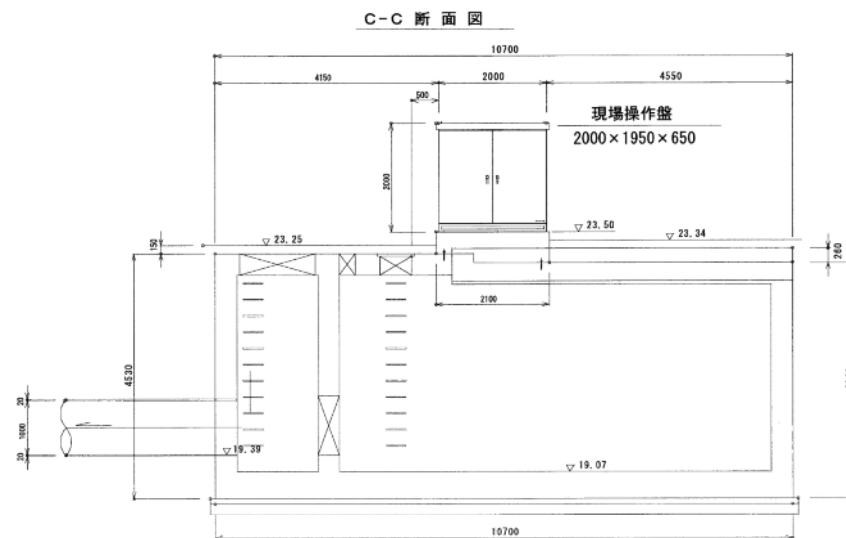
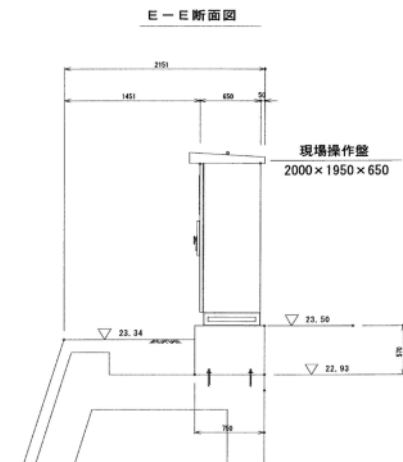
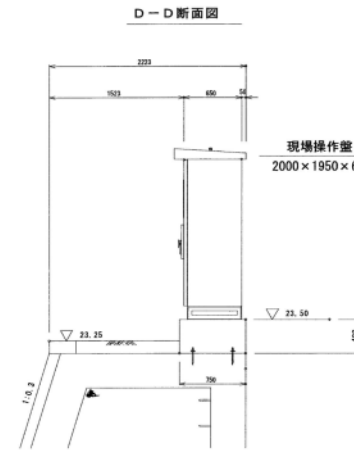
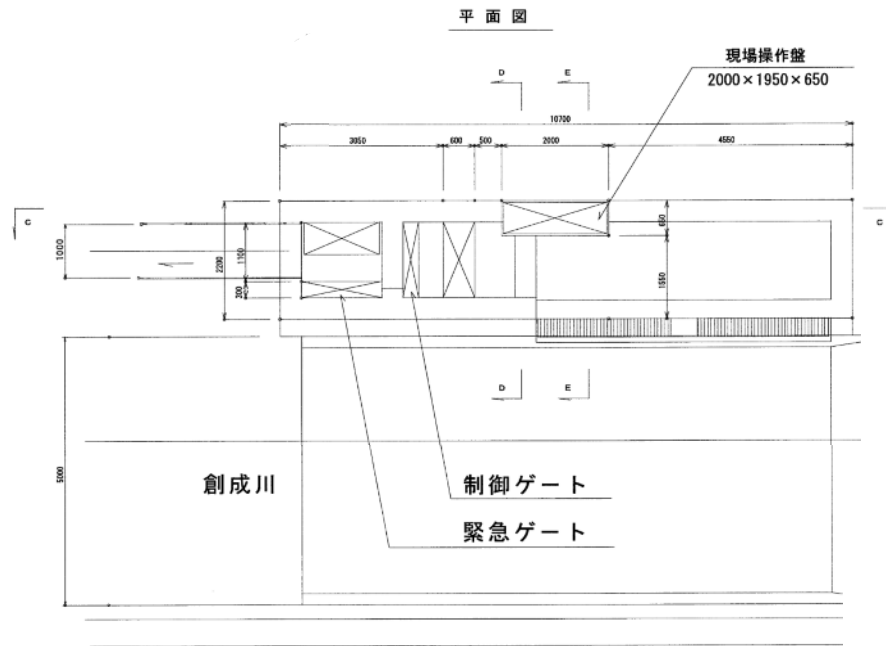
区分	装置等	機器等名称	種類・形式	設置年度	台数	仕様	製作会社	設置後経過年数	改修年度	改修履歴及び現状
(創成川分水工施設)										
ゲート設備	流入ゲート	制御ゲート	電動スライドゲート	2010	1台	(純径間1,100×呑口高1,100)SUS製	表鉄工所	13		
ゲート設備	流入ゲート	制御ゲート	電動開閉機	2010	1台	ピンラック式 電動及び手動	表鉄工所	13		年点検時、通気口ハッキン交換
ゲート設備	バイパスゲート	緊急ゲート	電動スライドゲート	2010	1台	純径間1,000×呑口高750)SUS製	表鉄工所	13		
ゲート設備	バイパスゲート	緊急ゲート	電動開閉機	2010	1台	ピンラック式 電動及び手動 MSFG-2型	表鉄工所	13		年点検時、通気口ハッキン交換
ゲート設備	バイパスゲート	緊急ゲート	潤滑油脂	2010	1式	ギヤ油 7.5ℓ (ISO VG22)			2020	潤滑油交換
監視操作制御設備	機側操作盤	現場操作盤	屋外自立防水型	2010	1面	鋼板製	中山技術コンサルタント	13		
監視操作制御設備	機側操作盤	現場操作盤	デジタル水位指示計	2010	1台	デジタル水位指示計	富士電機	13		
監視操作制御設備	機側操作盤	現場操作盤	水位調節計	2010	1台	水位調節計	山武	13		
監視操作制御設備	機側操作盤	現場操作盤	水位計コーダ	2010	1台	水位計コーダ	拓和	13		
監視操作制御設備	監視カメラ装置	監視カメラ	CCTVカメラ	2010	1台		パナソニック	13		
監視操作制御設備	計装盤	上流水位計	電波式	2010	1台			13		
監視操作制御設備	計装盤	上流水位計	水位計中継箱	2010	1面		拓和	13		
監視操作制御設備	計装盤	下流水位計	電波式	2010	1台			13		
監視操作制御設備	計装盤	下流水位計	水位計中継箱	2010	1面		拓和	13		
電源設備	受変電設備	引込計器盤	現場操作盤	2010	1面	鋼板製	富士電機	13		
(中央土木センター)										
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	屋内自立型	2010	1面	鋼板製	中山技術コンサルタント	13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	17型	2016	1台	17型	パナソニック	7	2016	モニタ交換
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	システムコントローラ	2010	1台		パナソニック	13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	15型(盤組込型)	2010	1台	15型	デジタル	13	2019	インバータ基板交換
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	ヘーパレス記録計	2010	1台		横河電機	13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	非常通報装置	2010	1台			13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	ゲート監視システム	2010	1台			13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	メディアコンバータ	2010	2台		アライドテレシス	13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	光受信機	2010	1台		IDK	13		
(河川管理課)										
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	屋内自立型	2010	1面	鋼板製	中山技術コンサルタント	13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	17型	2022	1台	17型	EIZO	1	2022	モニタ交換
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	システムコントローラ	2010	1台		パナソニック	13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	15型(盤組込型)	2010	1台	15型	デジタル	13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	ヘーパレス記録計	2010	1台		横河電機	13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	ゲート監視システム	2010	1台			13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	メディアコンバータ	2010	2台		アライドテレシス	13		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	光受信機	2010	1台		IDK	13		

創成川分土工平面図



札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課		1/8
業務名	創成川分土工点検整備業務	
図面名	分土工平面図	

現場操作盤配置図

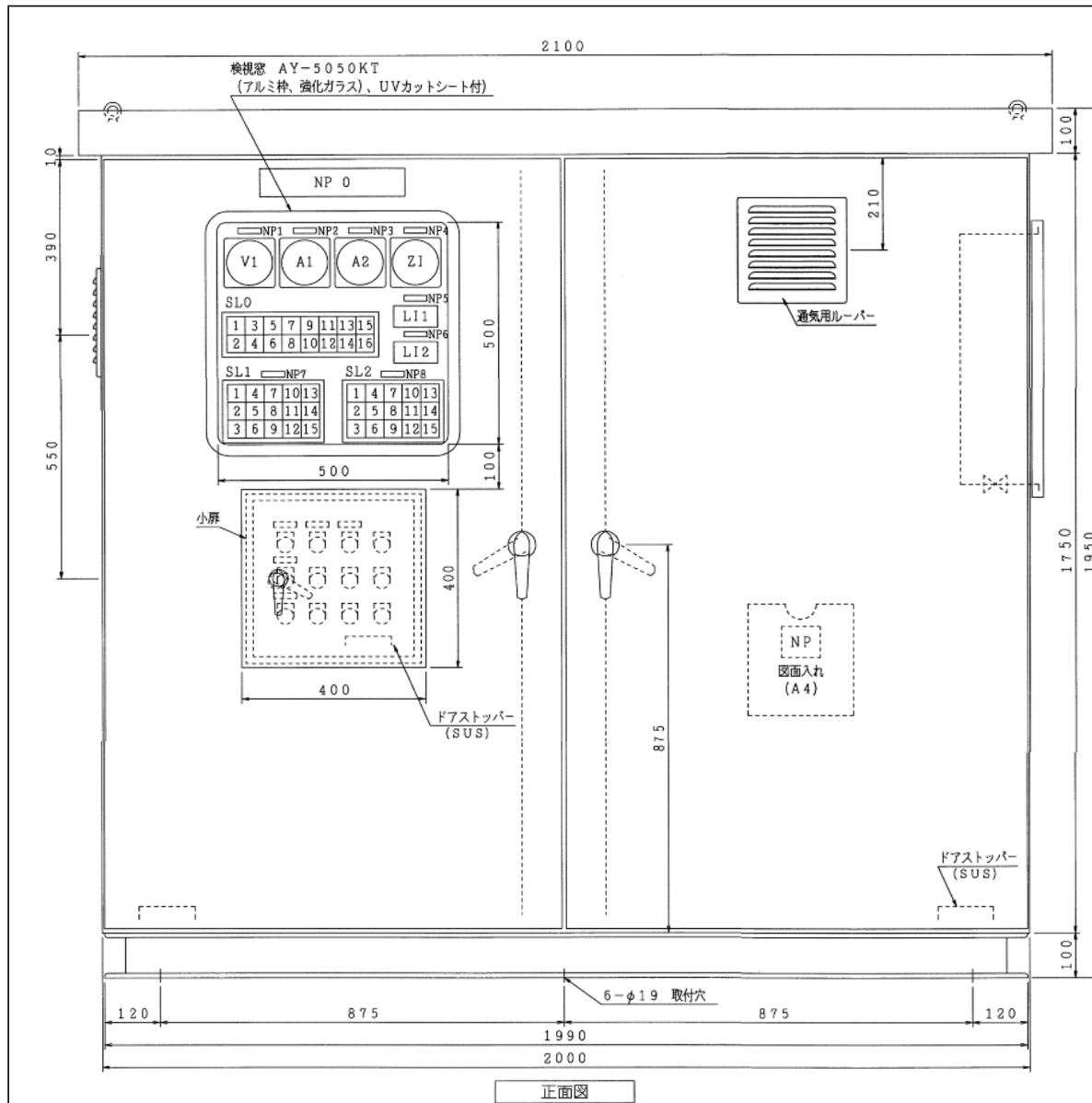


札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

業務名 創成川分水工点検整備業務

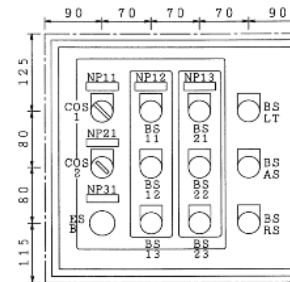
図面名 現場操作盤配置図

2/8



銘板記入文字

記号	記入名称	寸法・型式	枚数		備考
			亚克力	シール	
NP 0	創成川分水工 現場操作盤	315×63	1	シール	貼付
NP 1	動力主幹電圧	50×12.5	1		貼付
NP 2	制御ゲート電流	50×12.5	1		貼付
NP 3	緊急ゲート電流	50×12.5	1		貼付 赤地白文字
NP 4	制御ゲート開度	50×12.5	1		貼付
NP 5	河川上流水位	50×12.5	1		貼付
NP 6	河川下流水位	50×12.5	1		貼付
NP 7	制御ゲート状態表示	50×12.5	1		貼付
NP 8	緊急ゲート状態表示	50×12.5	1		貼付 赤地白文字
NP11	ゲート操作権	50×12.5	1		貼付
NP12	制御ゲート	50×12.5	1		貼付
NP13	緊急ゲート	50×12.5	1		貼付 赤地白文字
NP21	強制操作切替	50×12.5	1		貼付
NP31	非常停止	50×12.5	1		貼付 白地赤文字
COS1	現場一遠方	亚克力φ30	1		現場は赤文字
COS2	通常-強制	亚克力φ30	1		キー付
ESB					赤
BS11.21	開	亚克力φ30	2		チップ色:黒
BS12.22	停止	亚克力φ30	2		チップ色:赤
BS13.23	閉	亚克力φ30	2		チップ色:黒
BSLT	ランプテスト	亚克力φ30	1		チップ色:緑
BSAS	プザー-停止	亚克力φ30	1		チップ色:赤
BSRS	表示リセット	亚克力φ30	1		チップ色:黄



メラミン焼付塗装仕上げ

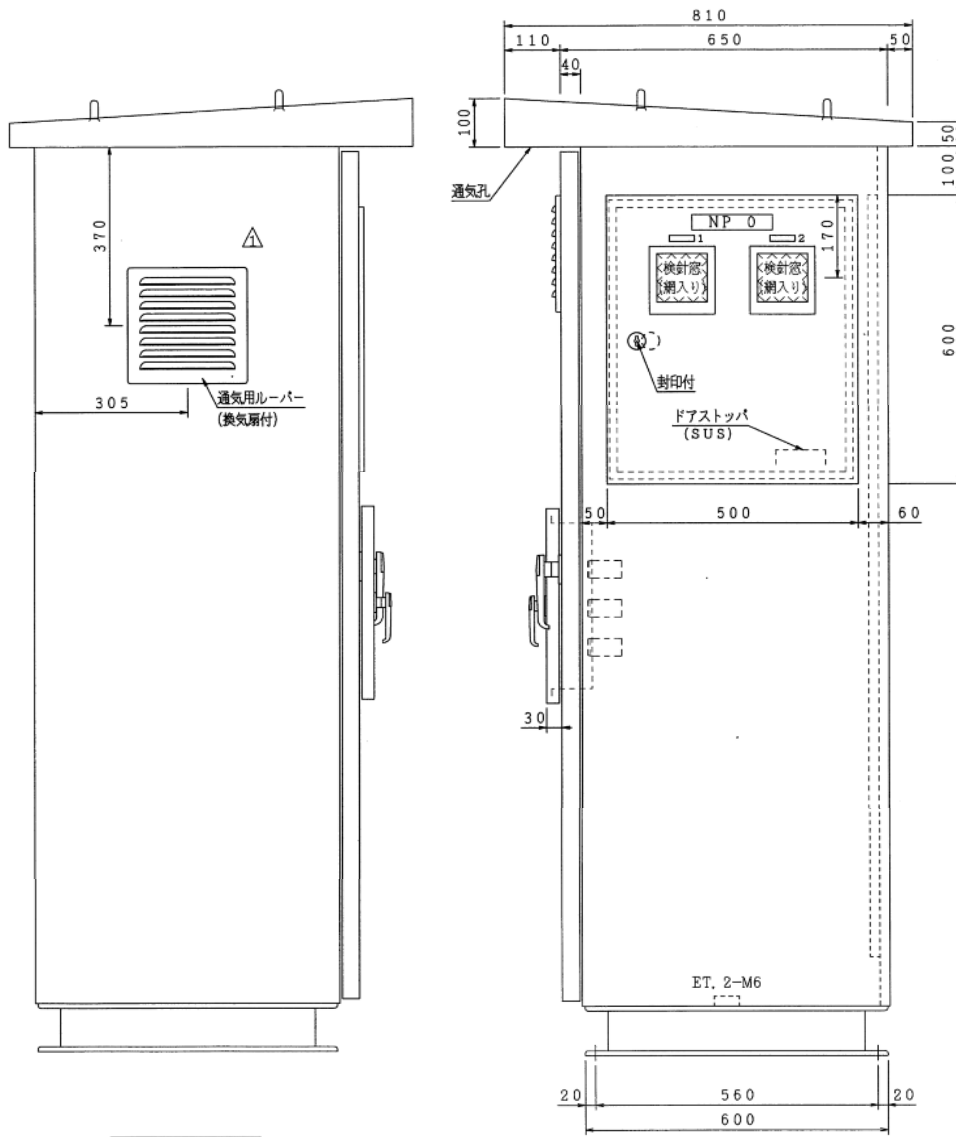
形式	屋外自立防水形	
板厚	面	SUS 2.0 t
	扉	SUS 2.0 t
	小扉	SUS 2.0 t
塗装色	中パネル	SPC 2.3 t
	外面	EN25 (艶なし)
	内面	EN25 (艶なし)
底板	中パネル	EN25 (艶なし)
ハンドル	(有)	無し
製作数	A-1140-1-1 (キ-No. 200)	1 面
	A-1140-3-1 (キ-No. 200)	

ベースはSUS304 C100×50×4t

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

業務名 創成川分水工点検整備業務

図面名 現場操作盤外形図(1)

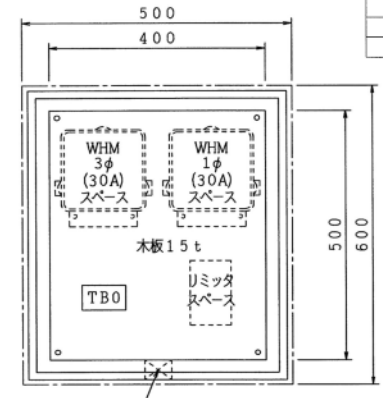


左側面図

右側面図

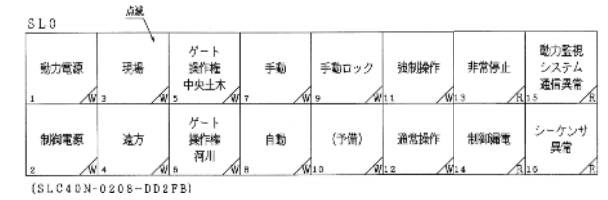
銘板記入文字

記号	記入名称	寸法・型式	枚数		備考
			アクリル	シール	
NP 0	引込計器盤	200×40	1		
NP 1	動力	50×12.5	1		
NP 2	電灯	50×12.5	1		

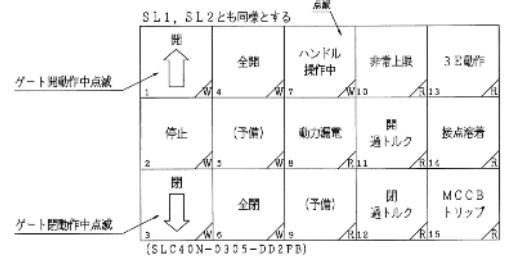


φ50 通線用孔
膜付グロメット
C-30-SG-50A-UL

側面内部図



(SL040N-0208-DD2FB)

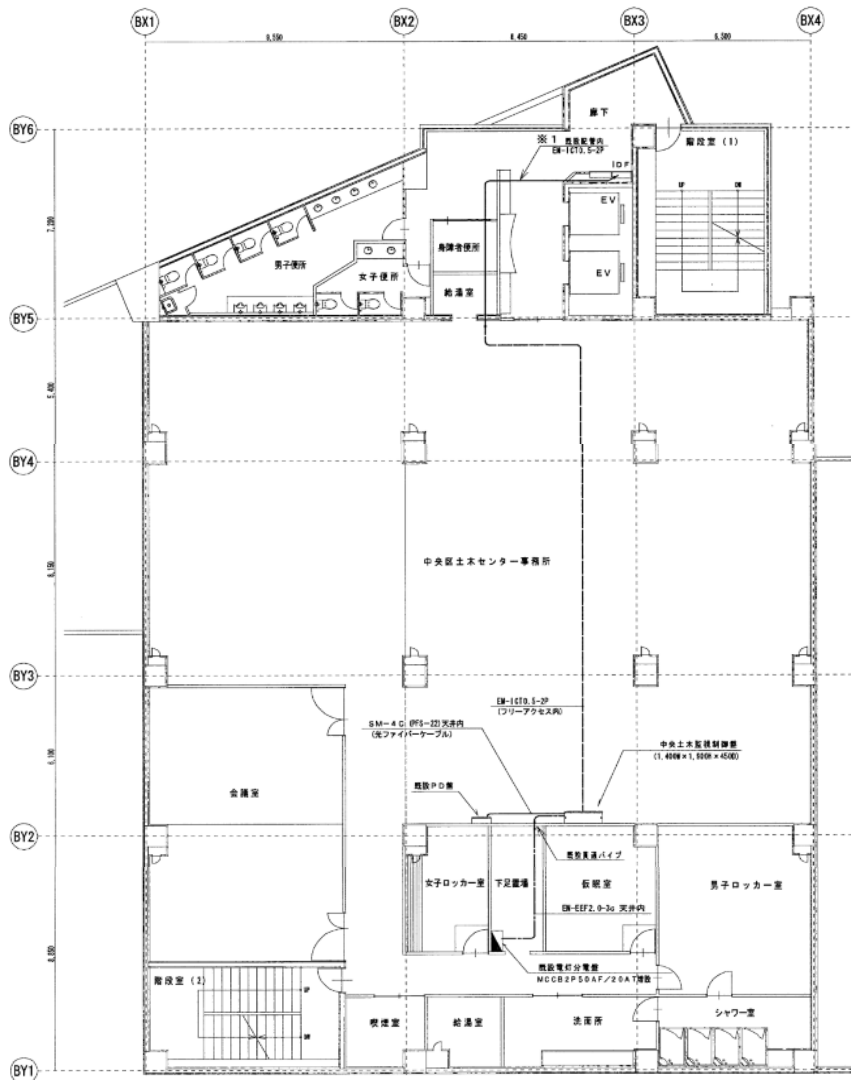


(SL040N-0305-DD2FB)

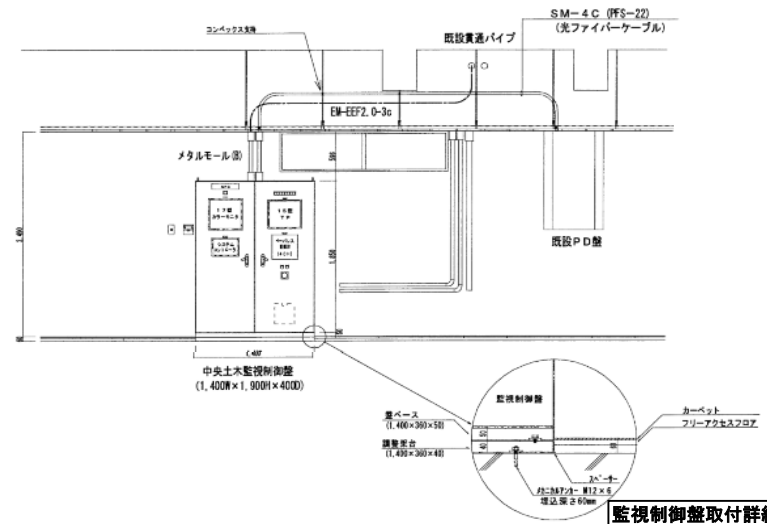
制御ゲート状態表示
緊急ゲート状態表示

集合表示灯

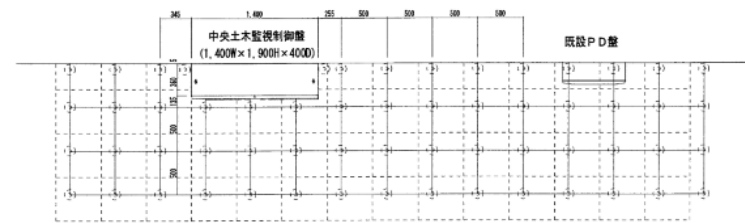
札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課	
業務名	創成川分水工点検整備業務
図面名	現場操作盤外形図(2)



中央区土木部維持管理課配置図



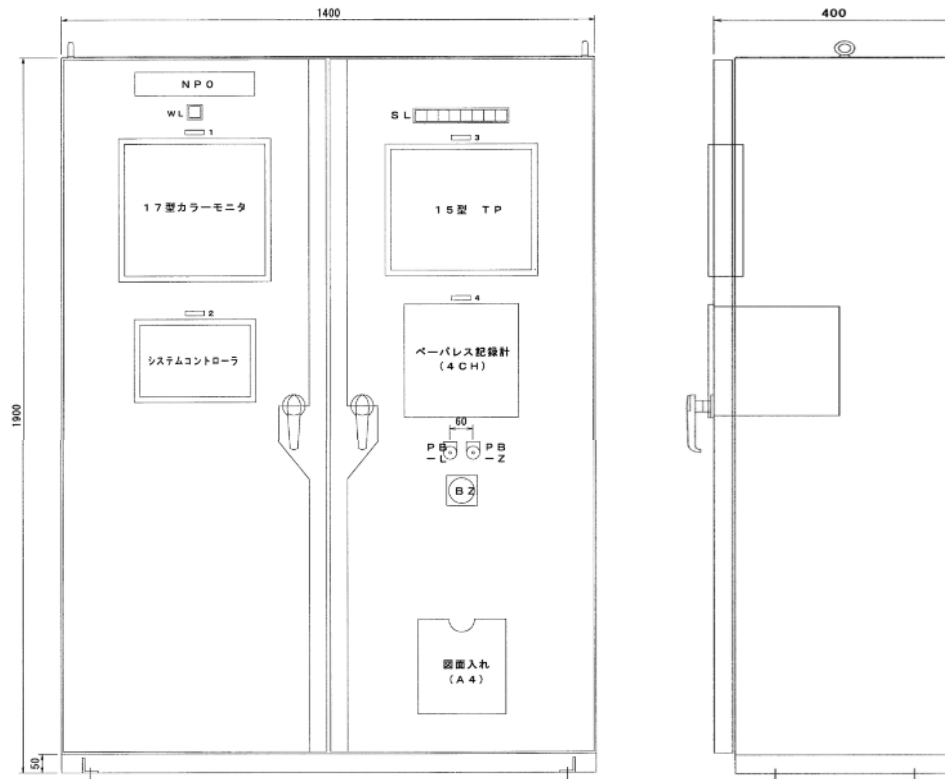
中央区土木部維持管理課監視制御盤配置図



中央区土木部維持管理課監視制御盤床配置図

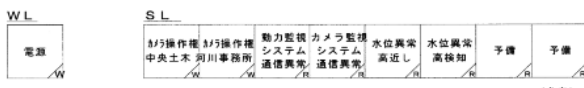
札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課	
業務名	創成川分水工点検整備業務
図面名	中央区土木部維持管理課配置図

中央区土木部維持管理課監視制御盤姿図



正面図

側面図



(参考)

※シグナルランプの表示内容については、監督員との調整の上で、決定する。

銘板表

記号	記入名称	寸法・型式	枚数		備考
			アクリルシール		
N P O	中央監視制御盤1	315×63	1		中央土木センター
1	河川監視モニタ	50×12.5	1		
2	カメラ操作部	50×12.5	1		
3	ゲート状態表示器	50×12.5	1		
4	水位開度記録計	50×12.5	1		
P B-Z	警報停止			1	
P B-L	ランプテスト			1	

各機器の役割

- イ) 17型カラーモニタ
 - ・ゲート廻りの状態を監視します。
- ロ) システムコントローラ
 - ・監視カメラの遠隔操作（記録は行わない。又操作優先権は中央監視制御盤とする。）
- ハ) 15型TP
 - ・流量制御ゲート、緊急用ゲートの状態をグラフィック上で表示し水位、開度を数値表示を行う。
 - ・遠方モード時の制水ゲートの手動～自動の切替及び開～閉～停止操作。
 - ・緊急用ゲートの開動作水位設定（0～100cm）
 - ・自動運転時の制御水位の設定（0.0～100.0mm）
 - ・操作優先権は中央土木監視制御盤に有る。
- ニ) ベーバレス記録計
 - ・水位1、水位2
 - ・ゲート開度の記録（記録メディアより汎用PCにてデータの移行が可能）
- ホ) 非常通報装置
 - ・NTT回線を使用して任意の異常内容を16点まで登録先へ順送りで報知を行う。
- ヘ) 盤基礎
 - ・監視制御盤の基礎はフリーアクセスとします。

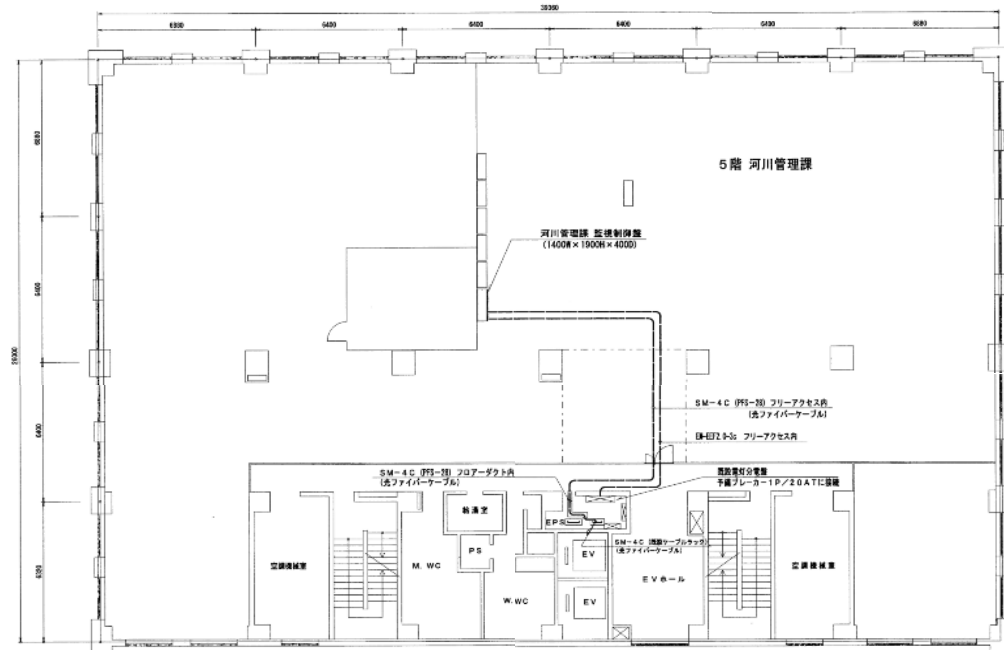
メラミン焼付塗装仕上げ

型式	屋内自立型	
	図	SPC2.3t
板厚	大厚	SPC2.3t
	中パネル	SPC2.3t
	外面	樹脂定色
塗装色	内面	樹脂定色
	中パネル	樹脂定色
	ハンドル	A-140-1 (キー付)
製作数	1	面

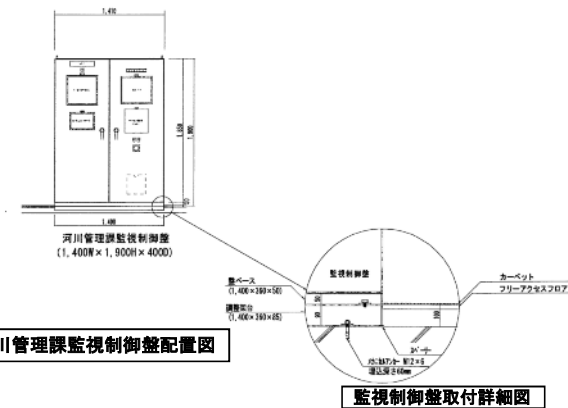
札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

業務名 創成川分水工点整備業務

図面名 中央区土木部維持管理課監視制御盤姿図

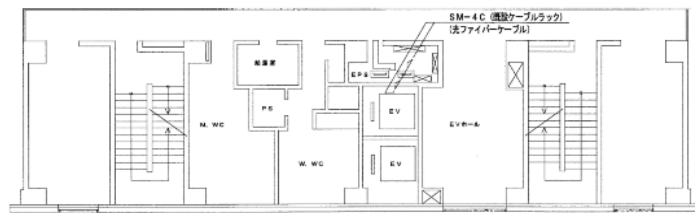


5階河川管理課平面図

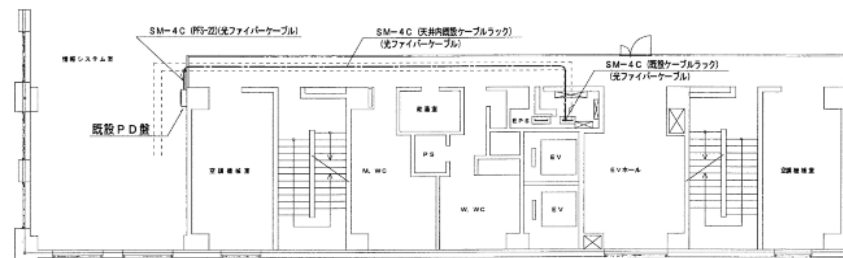


河川管理課監視制御盤配置図

監視制御盤取付詳細図



3・4階平面図



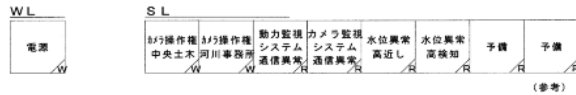
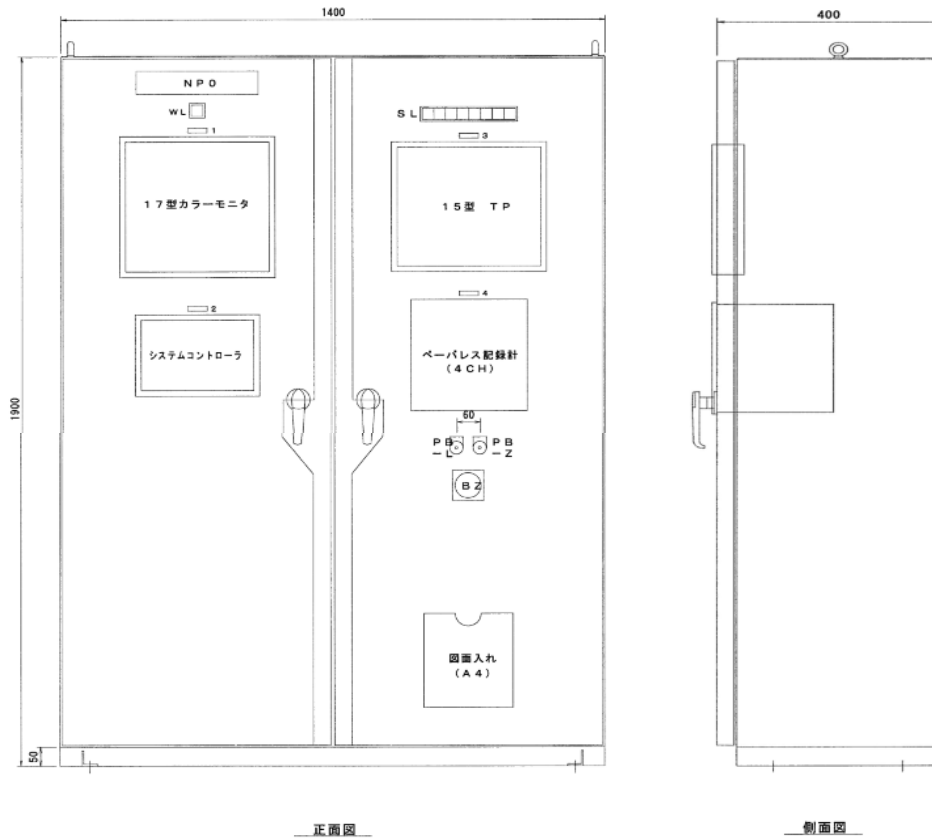
2階平面図

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

業務名 創成川分水工点検整備業務

図面名 河川管理課配置図

河川管理課監視制御盤姿図



※シグナルランプの表示内容については、監督員との調整の上で、決定する。

銘板表

記号	記入名称	寸法・型式	枚数		備考
			本体	アクリルシール	
N P O	中央監視制御盤 2	315×63	1		河川事務所
1	河川監視モニタ	50×12.5	1		
2	カメラ操作器	50×12.5	1		
3	ゲート状態表示器	50×12.5	1		
4	水位開度記録計	50×12.5	1		
P B - Z	警報停止		1		
P B - L	ランプテスト		1		

各機器の役割

- イ) 17型カラーモニタ
 - ・ゲート廻りの状態を監視を行う。
- ロ) システムコントローラ
 - ・監視カメラの遠隔操作（記録は行わない。又操作優先権は中央土木監視制御盤とする。）
- ハ) 15型 T P
 - ・流量制御ゲート、緊急用ゲートの状態をグラフィック上で表示し水位、開度を数値表示を行う。
 - ・遠方モード時の制水ゲートの手動-自動の切替及び開-閉-停止操作。
 - ・緊急用ゲートの開動作水位設定（0～100cm）
 - ・自動運転時の制水水位の設定（0.0～100.0mm）
 - ・操作優先権は中央土木監視制御盤とする。
- ニ) ペーパーレス記録計
 - ・水位1、水位2
 - ・ゲート開度の記録（記録メディアより汎用PCにてデータの移行が可能）
- ホ) 盤基礎
 - ・ntt製の基礎はフリーアクセスとする。

メラミン積層産産仕上げ

型式	屋内自立型	
	板厚	薄
	大厚	SPC2.3t
	中パネル	SPC2.3t
塗装色	外面	指定定色
	内面	指定定色
	中パネル	指定定色
ハンドル	A-140-1（キー付）	
製作数	1 面	

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

業務名 創成川分水工点整備業務

図面名 河川管理課監視制御盤姿図

札幌市長 様

令和〇年度

役務名 ○○○…… 点検整備業務

令和 〇年 〇月分 報告書

受託者 ○○……株式会社

社判

様式1

点検・整備総括表

機場名 _____ 記録年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 業務責任者 _____ ④

作業分類	点検 (月)		管理運転	<input type="checkbox"/> 実施		名称 (番号)	形式	口径	設置年月日	
				<input type="checkbox"/> 未実施						
作業期間	開始	令和 年 月 日 時 分			主要機器					
	終了	令和 年 月 日 時 分								
作業内容						積算電気量 (メータ読み)	動力用 (今月) (kwh)	(前月) (kwh)		
							電灯用 (今月) (kwh)	(前月) (kwh)		
					作業責任者 立会者					
					作業員					
考察	【概況】				【改善された項目】 (部品等の交換を含む)					
	【新たな不具合】									

様式2

点検・整備詳細記録表

機場名 _____

記録年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

点検結果の評価基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは清掃にて対応できる。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある（調整、給油、塗装などが必要。）。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（取替、更新、整備）が必要である。

※不具合・故障等の復旧を確認した場合、処置結果にその旨を記載すること（評価は○とする。）。

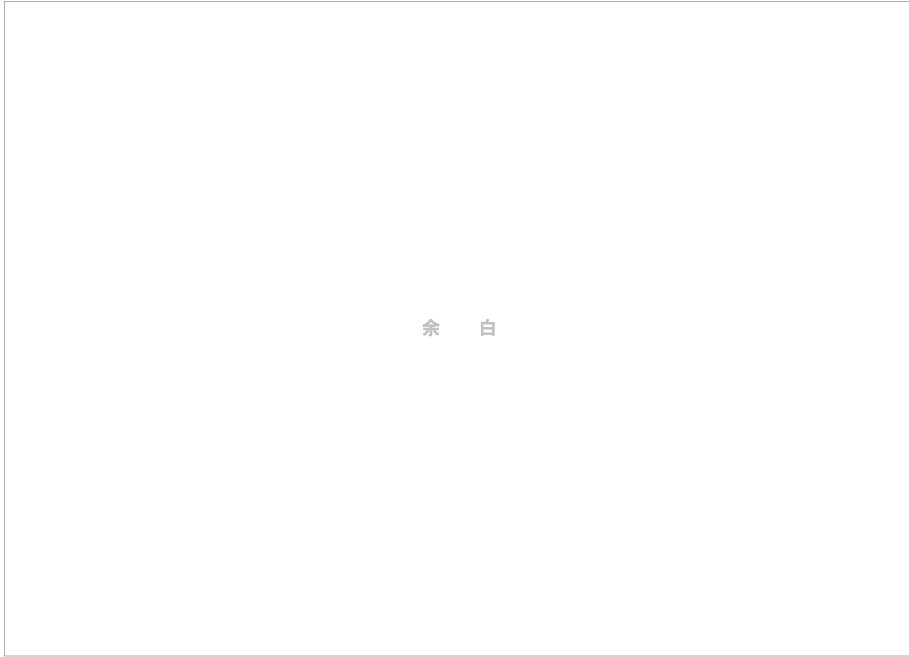
設備区分	機器名	写真番号	評価	内容状況	処置結果

様式3

故障記録表

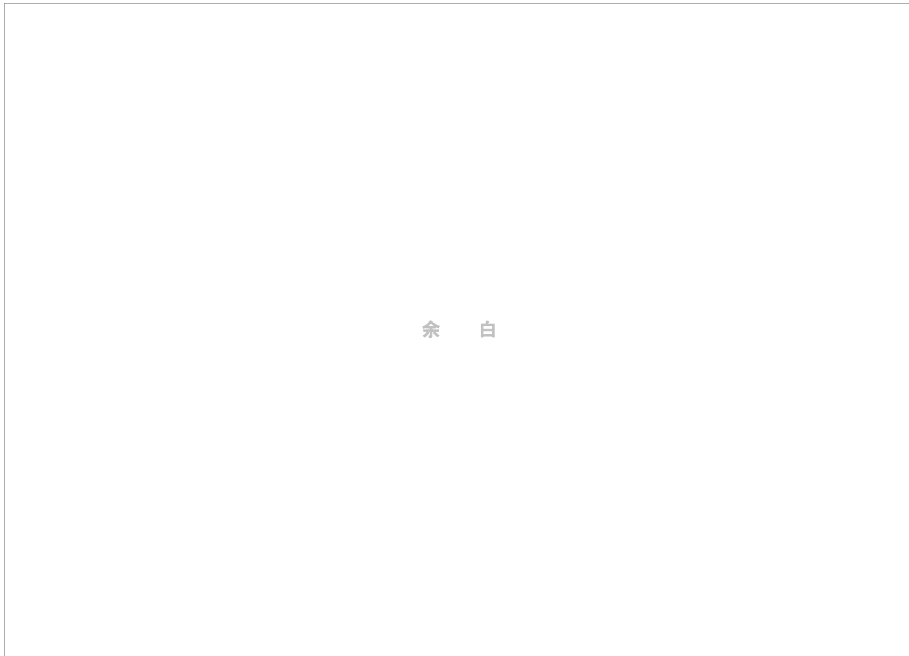
機場名 _____ 記録年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 記録者氏名 _____

故障発生 年月日時		故障発生まで の運転時間		修理完了 年月日	
設備・箇所 故障発生	・故障設備名		故障原因・ 対策内容	・故障原因	
	・故障状況			・対策内容	
故障状況 (写真・図面)			改良要望 事項等		
				施工業者名	



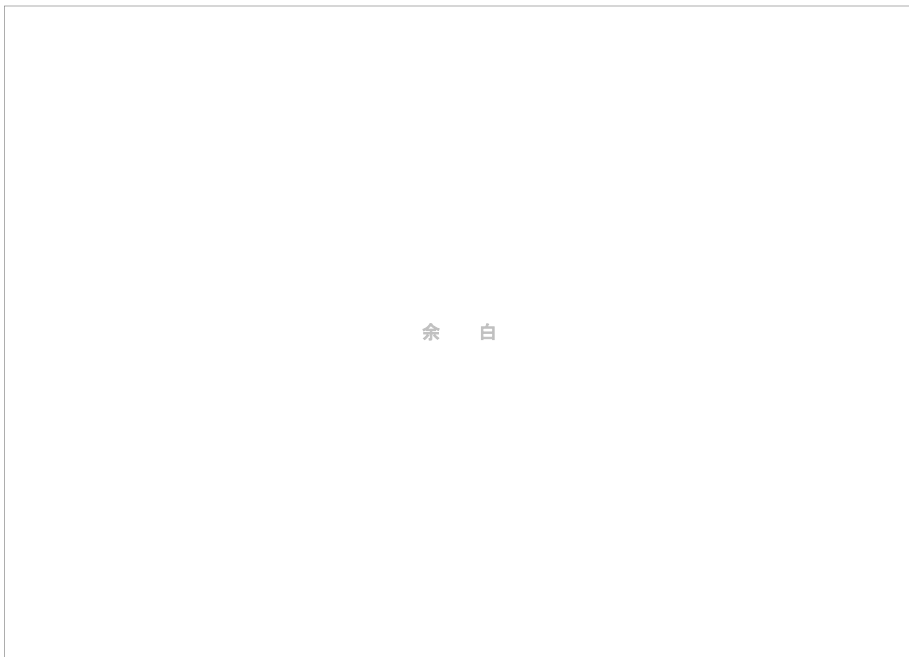
余 白

[写真番号] No.
[機場名称]
[撮影箇所・機器名称]
[状況説明]



余 白

[写真番号] No.
[機場名称]
[撮影箇所・機器名称]
[状況説明]



余 白

[写真番号] No.
[機場名称]
[撮影箇所・機器名称]
[状況説明]

点検・整備チェックシート

河川ポンプ設備・ゲート設備

施設名： 創成川分水工

点検月： 月

点検方法： 点検

【概要】

- (1) 本点検・整備チェックシートは、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(国交省)(平成28年3月)」及び「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案)(平成28年3月)の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。
- (2) 実際の運用(実点検)においては、本チェックシートに示す機器、点検部位(点検内容)の内、当該排水機場において実装されている機器、点検部位(点検内容)について実施する。致命的機器・部品については、チェックシートで網掛けの上、「致」と示されている。
- (3) 点検方法には、月点検(目視点検、管理運転点検)、年点検、運転時点検、臨時点検、定期整備があり、その内容は以下のとおりである。

【点検項目の説明】

- (1) 月点検は管理運転による管理運転点検を原則とする。なお、管理運転ができない場合は、目視点検とする。
- (2) 年点検は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。なお、機器の運転時に実施する点検項目は()書きで示しているが、管理運転ができない場合は月点検の目視点検項目を実施する。
- (3) 運転時点検は、実運転時の実施に際して、運転操作に支障がないか、運転時の異常はないか、運転終了後に次回の運転に支障がないか等の確認を行うものである。
- (4) 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。
- (5) 定期整備は、機器の健全度評価結果や過去の実績等により実施時期を定めて行う手法による分解整備等の内容である。

【記載方法】

- (1) 機器が複数ある場合は、号機毎に点検結果欄に記載すること。機器が号数にて区分されない場合は、摘要欄に対象設備の名称等を記載すること。
- (2) 点検の結果、不具合・故障が生じている場合(△、×判定)は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。

機 場 名 : 創成川分水工
 点検実施
 年 月 日 :

監視操作制御設備(1)
 (機側操作盤)

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品

※2 点検・整備方法()書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	-	-	点検対象外

※ 本基準チェックシートに基づいて整備・点検記録表を作成・運用する。
 ※ ()書きは、管理運転時に点検を行うものとする。
 ※ Eは、取付いている計器の読みを含むものとする。
 ※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

施設名 _____ 機器名 _____ 番号(号機) ※点検結果等に記載。 機種形式 _____

装 置 区 分	※1 装置・ 機器の 特性	点検部位	機器 コード	点検項目	点 検 方 法 ※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月 点 検	年 点 検								
現 場 操 作 盤	全般			動作確認	-	D	D	D	-	D	正常に動作すること。			
				異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	盤面			発錆、汚れ	-	-	E	-	-	E	発錆、汚れがないこと。			
				扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・解錠が容易であること。 換気口フィルタに目づまりがないこと。			
	盤内			汚れ、異物	E	E	E	-	-	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。			
				絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。			
				接地抵抗	-	-	M	-	-	M	基準値以下であること。			
				シーケンスチェック	-	E	D	-	-	D	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
	盤内器具			機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。 汚れがないこと。 亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。			
				端子、端子台の状態	-	-	E	-	E	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
				端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	脱落、読取不良のないこと。			
	操作スイッチ			動作確認	-	H	(H)	H	-	H	動作不良、誤動作がないこと。			
				取付状態、汚れ	E	E	E	-	-	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。			
	指示計			動作確認(零点及び指示)	-	E	E	E	-	A	零点及び指示計値が正常なこと。			
				取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	E	取付・接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
	表示器・表示灯			点灯状態	E	E	(E)	E	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
				取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	E	取付・接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。 破損がないこと。			
	タイマ			動作確認	-	-	D	-	-	D	設定時間で正常に動作すること。			
				設定値の確認	-	-	E	-	-	E	所定の設定値にセットされていること。			

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法 ※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月 点 検	目 視 点 検								
現場 操作 盤	PLC	電源電圧の確認		-	-	E	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。				
		入力信号の確認		-	-	D	-	-	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			シーケンスチェックによる	
		出力信号の確認		-	-	D	-	-	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、CRTモニタ出力とPLC出力信号が一致していること。			シーケンスチェックによる	
		内蔵電池		-	-	E	-	-	X	推奨交換時期を超過していないこと。				
		変換器	電源電圧の確認		-	-	E	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。			
		入力信号の確認		-	-	D	-	-	D	センサーからの信号が変換器へ正常に輸入されていること。				
		出力信号の確認		-	-	D	-	-	D	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追従して変化すること。				
		水位計	電源電圧の確認		-	-	E	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認		-	-	D	-	-	D	センサーからの信号が変換器へ正常に輸入されていること。			
			出力信号の確認		-	-	D	-	-	D	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追従して変化すること。			
			ケーブル接続状態		-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。 亀裂がないこと。			
			取付状態、汚れ		E	E	E	-	-	E	損傷、異常、発錆、汚れがないこと。			
	特記事項	弱電機器には絶縁抵抗測定禁止箇所があるので、事前に確認すること。												

機 場 名 : 創成川分水工
 点検実施
 年 月 日 :

監視操作制御設備(2)
 (CCTV設備、電源設備)

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品

※2 点検・整備方法()書きは運転時実施

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

※ 本基準チェックシートに基づいて整備・点検記録表を作成・運用する。
 ※ ()書きは、管理運転時に点検を行うものとする。
 ※ Eは、取付いている計器の読みを含むものとする。
 ※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

施設名 _____ 機器名 _____ 番号(号機) ※点検結果等に記載。 機種形式 _____

装 置 区 分	※1 装置・ 機器の 特性	点検部位	機器 コード	点検項目	点 検 方 法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月 点 検	年 点 検							
C C T V 設 備		カメラ		電源電圧の確認	-	-	E	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。		
				映像信号の確認	E	E	A	-	-	A	モニタの画像表示が正常なこと。		
				動作確認(カメラ、ヒータ、デフロスタ、ファン、ワイパ)	-	-	D	-	-	D	ヒータの動作が正常なこと。 デフロスタの動作が正常なこと。 ファンの動作が正常なこと。		
				腐食、水漏れの確認	-	-	E	-	-	E	カメラケースに腐食、水漏れ、変形、破損がないこと。		
				内部配線、取付の確認	-	-	E	-	-	E	汚れがないこと。 亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。		
				照明装置の確認	-	-	D	-	-	D	正常に点灯すること。 照度が正常なこと。		
				ケーブル接続状態	-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。 亀裂がないこと。		
				カメラ取付部の変形、錆、汚れの確認	E	E	E	-	-	E	損傷、異常、発錆・汚れがないこと。		
引 込 計 器 盤		全般		動作確認	-	D	D	D	-	D	正常に動作すること。		
				異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。		
		盤面		発錆、汚れ	-	-	E	-	-	E	発錆、汚れがないこと。		
				扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	H	ハンドル、蝶番、ストップ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・解錠が容易であること。 換気ロフィルタに目づまりがないこと。		
		盤内		汚れ、異物	E	E	E	-	-	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。		
				接地抵抗	-	-	M	-	-	M	基準値以下であること。		
				機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	E	E	盤内機器の取付、管体に緩みがないこと。 汚れがないこと。 亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。		
		盤内器具		端子、端子台の状態	-	-	E	-	E	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。		
				端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	脱落、読取不良のないこと。		

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
					定期点検	年点検	運転時点検	臨時点検	定期整備				
					目視点検	管理 運転 点検							
現場操作盤	配線用遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	—	E	E	取付部に緩みがないこと。 汚れがないこと。				
		変色	E	E	E	—	—	E	変色がないこと。				
		開閉動作	—	—	D	—	—	D	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。				
		接続部	—	—	—	—	E	T	緩みがないこと。				
	電磁接触器	取付状態、汚れ	E	E	E	—	E	E	取付部に緩みがないこと。 汚れがないこと。				
		変色	E	E	E	—	E	E	変色がないこと。				
		異常音	—	S	(S)	—	—	S	閉路中に異常音がないこと。				
		動作状態	—	D	D	—	—	D	動作不良、誤動作がないこと。				
		接触面の状態	—	—	E	—	—	E	接触面に荒れがないこと。				
		接続部	—	—	T	—	E	T	緩みがないこと。				
	配線用漏電遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	—	E	E	取付部に緩みがないこと。 汚れがないこと。				
		変色	E	E	E	—	—	E	変色がないこと。				
		開閉動作	—	—	D	—	—	D	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			テスト釦による動作確認	
		接続部	—	—	T	—	E	T	緩みがないこと。				
	補助継電器	取付状態、汚れ、変色	—	—	E	—	—	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。 変色がないこと。				
		動作状態	—	—	D	—	—	D	正常に動作すること。			シーケンスチェックによる	
特記事項	弱電機器には絶縁抵抗測定禁止箇所があるので、事前に確認すること。												

機 場 名 : 創成川分水工
 点検実施
 年 月 日 :

監視操作制御設備(2)
 (中央土木監視制御盤)

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品

※2 点検・整備方法()書きは運転時実施							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

※ 本基準チェックシートに基づいて整備・点検記録表を作成・運用する。
 ※ ()書きは、管理運転時に点検を行うものとする。
 ※ Eは、取付している計器の読みを含むものとする。
 ※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

施設名 _____ 機器名 _____ 番号(号機) ※点検結果等に記載。 機種形式 _____

装 置 区 分	※1 装置・機器の特性	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法 ※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要	
					定期点検		月点検	年点検	運転時点検	臨時点検					定期整備
					目視点検	管理運転点検									
中央土木監視制御盤	全般			動作確認	-	D	D	D	-	D	正常に動作すること。				
				異常、損傷	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
	盤面			発錆、汚れ	-	-	E	-	-	E	発錆、汚れがないこと。				
				扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	H	ハンドル、蝶番、ストップ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・解錠が容易であること。 換気口フィルタに目づまりがないこと。				
	盤内			汚れ、異物	E	E	E	-	-	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。				
				絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	基準値以下に低下していないこと。				
				シーケンスチェック	-	E	D	-	-	D	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。				
	盤内器具			機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。 汚れがないこと。 亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。				
				端子、端子台の状態	-	-	E	-	E	E	異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。				
				端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	脱落、読取不良のないこと。				
	操作スイッチ			動作確認	-	H	(H)	H	-	H	動作不良、誤動作がないこと。				
				取付状態、汚れ	E	E	E	-	-	E	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。				
	表示器・表示灯			点灯状態	E	E	(E)	E	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。				
				取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	E	取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。				
	記録計			記録動作状態	-	-	E	-	-	D	模擬入力信号を与え指示値及び動作が正常なこと。				
				取付状態	-	-	E	-	-	E	取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。 破損がないこと。				

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要		
					定期点検	年点検	運転時点検	臨時点検	定期整備						
					月点検	目視点検	管理 運転点検								
中央土木監視制御盤	PLC			電源電圧の確認	-	-	E	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。				
				入力信号の確認	-	-	D	-	-	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			シーケンスチェックによる	
				出力信号の確認	-	-	D	-	-	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、CRTモニタ出力とPLC出力信号が一致していること。			シーケンスチェックによる	
				内蔵電池	-	-	E	-	-	X	推奨交換時期を超過していないこと。				
	タッチパネル				表示状態の確認	E	E	E	-	-	E	所定のカラーグラフィック表示、文字表示ができること。色ずれ、歪み、焼付きのないこと。			
					輝度状態の確認	-	-	E	-	-	A	鮮度、フォーカスが正常なこと。			
					電源ケーブル接続状態	-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 破損がないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
					表示信号ケーブル接続状態	-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 破損がないこと。 亀裂がないこと。			
					電源電圧測定の確認	-	-	E	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。			
					表示面の清掃	-	-	C	-	-	C	-			
	タイマ				動作確認	-	-	D	-	-	D	設定時間で正常に動作すること。			
					設定値の確認	-	-	E	-	-	E	所定の設定値にセットされていること。			
	カメラ				ケーブル接続状態	-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。 亀裂がないこと。			
					錆、汚れの確認	-	-	E	-	-	E	発錆・汚れがないこと。			
	操作部				制御信号の確認	-	-	D	-	-	D	カメラ、モニタ、ビデオ、マイク、拡声部の操作が正常に行えること。			
					ケーブル接続状態	-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。 亀裂がないこと。			
	非常通報装置				電源電圧の確認	-	-	M	-	-	M	電源電圧に異常がないこと。			
					接続部の確認	-	-	E	-	E	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。 汚れがないこと。 亀裂がないこと。			
					警報動作の確認	-	D	D	-	-	D	模擬的に異常状態にし、警報動作の不良、誤動作がないこと。			
	特記事項	弱電機器には絶縁抵抗測定禁止箇所があるので、事前に確認すること。													

機 場 名 : 創成川分水工
 点検実施
 年 月 日 :

監視操作制御設備(3)
 (河川管理課監視制御盤)

※ 本基準チェックシートに基づいて整備・点検記録表を作成・運用する。
 ※ () 書きは、管理運転時に点検を行うものとする。
 ※ Eは、取付している計器の読みを含むものとする。
 ※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準
 ○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
 △ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
 × 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法()書きは運転時実施)
 X 交換 C 清掃 W 分解 E 目視
 A 調整 M 測定 T 増縮 H 指触
 D 動作確認 S 聴診 - 点検対象外

施設名 機器名 番号(号機) ※点検結果等に記載。 機種形式

装 置 区 分	※1 装置・ 機器の 特性	点検部位	機器 コード	点検項目	点 検 方 法 ※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要		
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備							
					月 点 検	年 点 検										
河 川 管 理 課 監 視 制 御 盤	全般			動作確認	-	D	D	D	-	D	正常に動作すること。					
				異常、損傷	E	E	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。				
	盤面			発錆、汚れ	-	-	E	-	-	E	発錆、汚れがないこと。					
				扉の開閉、施錠	-	-	H	-	H	H	H	ハンドル、蝶番、ストップ等に緩みがないこと。 軽く開閉できること。 施錠・解錠が容易であること。 換気口フィルタに目づまりがないこと。				
	盤内			汚れ、異物	E	E	E	-	-	E	汚れ、異物がないこと。 小動物等の侵入がないこと。 雨水の侵入や結露がないこと。					
				絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M		基準値以下に低下していないこと。				
				シーケンスチェック	-	E	D	-	-	D		渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。				
	盤内器具			機器取付状態、配線状態	-	-	E	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。 汚れがないこと。 亀裂がないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。					
				端子、端子台の状態	-	-	E	-	E	E		異物、塵埃が付着していないこと。 接続部に緩みがないこと。 過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。				
				端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E		脱落、読取不良のないこと。				
	操作スイッチ			動作確認	-	H	(H)	H	-	H	動作不良、誤動作がないこと。					
				取付状態、汚れ	E	E	E	-	-	E		取付・接続部に緩み、汚れがないこと。 変色、接点部の荒れがないこと。				
	表示器・表示灯			点灯状態	E	E	(E)	E	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。					
				取付状態、汚れ	-	-	E	-	-	E		取付、接続部に緩みがないこと。 目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。				
	記録計			記録動作状態	-	-	E	-	-	D	模擬入力信号を与え指示値及び動作が正常なこと。					
				取付状態	-	-	E	-	-	E		取付、接続部に緩みがないこと。 汚れがないこと。 破損がないこと。				

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法 ※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
					定期点検		年 点 検	運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備				
					月 点 検	目 視 点 検								
河川管理課監視制御盤	PLC	電源電圧の確認		-	-	E	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。				
		入力信号の確認		-	-	D	-	-	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			シーケンスチェックによる	
		出力信号の確認		-	-	D	-	-	D	シーケンスチェックが正常に行えること。 通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、CRTモニタ出力とPLC出力信号が一致していること。			シーケンスチェックによる	
		内蔵電池		-	-	E	-	-	X	推奨交換時期を超過していないこと。				
	タッチパネル	表示状態の確認		E	E	E	-	-	E	所定のカラーグラフィック表示、文字表示ができること。色ずれ、歪み、焼付きのないこと。				
		輝度状態の確認		-	-	E	-	-	A	鮮度、フォーカスが正常なこと。				
		電源ケーブル接続状態		-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。				
		表示信号ケーブル接続状態		-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。				
		電源電圧測定の確認		-	-	E	-	-	E	電源電圧に異常がないこと。				
		表示面の清掃		-	-	C	-	-	C	-				
	タイマ	動作確認		-	-	D	-	-	D	設定時間で正常に動作すること。				
		設定値の確認		-	-	E	-	-	E	所定の設定値にセットされていること。				
	操作部	制御信号の確認		-	-	D	-	-	D	カメラ、モニタ、ビデオ、マイク、拡声部の操作が正常に行えること。				
		ケーブル接続状態		-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。				
	モニタ	電源電圧の確認		-	-	E	-	-	E	規定値内であること。				
		モニタ表示の確認		E	E	E	-	-	E	画像、画質が正常なこと。				
		ケーブル接続状態		-	-	E	-	-	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。				
	特記事項	弱電機器には絶縁抵抗測定禁止箇所があるので、事前に確認すること。												

機 場 名 : 創成川分水工
 点検実施
 年 月 日 :

制御ゲート
 (扉体・開閉装置)

※ 本基準チェックシートに基づいて整備・点検記録表を作成・運用する。
 ※ ()書きは、管理運転時に点検を行うものとする。
 ※ Eは、取付いている計器の読みを含むものとする。
 ※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準
 ○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
 △ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
 × 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法(()書きは運転時実施)
 X 交換 C 清掃 W 分解 E 目視
 A 調整 M 測定 T 増縮 H 指触
 D 動作確認 S 聴診 - 点検対象外

施設名 機器名 番号(号機) ※点検結果等に記載。 機種形式

装 置 区 分	※1 装置・ 機器の 特性	点検部位	機器 コード	点検項目	点 検 方 法 ※2							判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要		
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備	月 点 検	年 点 検					目 視 点 検	管 理 運 転 点 検
					目 視 点 検	管 理 運 転 点 検											
全 般	清掃状態	汚れ		E E E E - E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。												
		ごみ、流木、土砂等		E E E E E E	ごみ、流木、土砂等がないこと。												
	外観	変形		E E E E E E	変形がないこと。												
		損傷		E E E E E E	損傷がないこと。												
	塗装	損傷		E E E - - E	損傷がないこと。												
		劣化		- - E - - E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。									判定は「機械工事塗装要領(案)・同解説」による。			
扉 体	構造全体	振動		- H H H - H	異常振動がないこと。												
		異常音		- S S S - S	異常音がないこと。												
		片吊り		- - M - - M	異常な傾き(片吊り)がないこと。												
	スキンプレート	変形		- - E - - E	変形がないこと。												
		損傷		E E E - E E	損傷がないこと。												
		板厚の減少		- - - E - M	測定結果により判定のこと。												
		腐食(孔食)		- - E - - E	腐食(孔食)がないこと。												
		溶接部の割れ		- - - E - E	割れがないこと。												
	主桁、補助桁	変形		- - E - E E	変形がないこと。												
		損傷		E E E E E E	損傷がないこと。												
		板厚の減少		- - - - - M	測定結果により判定のこと。												
		腐食(孔食)		- - E - - E	腐食(孔食)がないこと。												
		溶接部の割れ		- - - - - E	割れがないこと。												
	クサビ	損傷		E E E - E E	損傷がないこと。												
		扉体圧着状態		- - E - - E	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。												
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落		- - E,H - E E,H	ゆるみ、脱落がないこと。									Hについては打診			
		損傷		E E E - E E	損傷がないこと。												
		腐食(孔食)		- - E - - E	腐食(孔食)がないこと。												
支 承 部	サイドシュー	摩耗		- - E - - M	摩耗がないこと。												
		損傷		E E E - E E	損傷がないこと。												
水 密 部	水密ゴム	変形		E E E - - E	変形がないこと。												
		損傷		E E E - - E	損傷がないこと。												
		劣化		- - E - - E	劣化がないこと。												
		漏水		E E E - - E	機能に支障がないこと。												
	ゴム押え板	変形		E E E - - E	変形がないこと。												
		損傷		E E E - - E	損傷がないこと。												

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2						判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
					定期点検	年点検	運転時点検	臨時点検	定期整備					
					目視点検	管理運転点検								
埋設部	底部戸当り	変形	—	—	E	—	—	E	変形がないこと。					
		損傷	—	—	E	—	—	E	損傷がないこと。					
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。					
		溶接部の割れ	—	—	—	—	—	E	割れがないこと。					
	側部戸当り	変形	—	—	E	—	—	E	変形がないこと。					
		損傷	E	E	E	—	E	E	損傷がないこと。					
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。					
		溶接部の割れ	—	—	—	—	—	E	割れがないこと。					
	上部戸当り	変形	—	—	E	—	—	E	変形がないこと。					
		損傷	E	E	E	—	E	E	損傷がないこと。					
		腐食(孔食)	—	—	E	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。					
		溶接部の割れ	—	—	—	—	—	E	割れがないこと。					
コンクリート部	コンクリートの損傷	E	E	E	—	E	E	損傷がないこと。						
	コンクリートの漏水	—	—	E	—	—	E	機能に支障がないこと。						
開閉装置動力部	主電動機	振動	—	H	H	H	—	H	異常振動がないこと。					
		異常音	—	S	S	S	—	S	異常音がないこと。					
		温度上昇	—	H	M	H	—	M	異常な温度上昇がないこと。					
		電流値	—	E	M	—	—	M	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					
		電圧値	—	E	M	—	E	M	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					
		絶縁抵抗	—	—	M	—	—	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					
		内部状態	—	—	—	—	—	W	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
	開閉速度	—	—	M	—	—	M	開閉速度が規定値内であること。		○				
手動装置	作動状態	—	D	D	D	—	D	円滑に開閉操作ができること。						
	操作力	—	—	D	—	—	M	円滑に回転すること。 操作力が100N以下であること。						
制動部	制動機構(セルブロック)	作動状態	—	—	—	—	—	D	扉体が降下しないこと。					
	遠心ブレーキ	外観	—	—	E	—	—	E	発錆がないこと。			○		
		ライニングの厚さ	—	—	M	—	—	M	ライニング厚規定以上のこと。					
		作動状態	—	—	D	—	—	D	自重降下すること。					
	自重降下速度の測定	—	—	M	—	—	M	6m/min以下または開閉装置の仕様とおりのこと。						
減速部	減速機	振動	—	H	H	H	—	H	異常振動がないこと。					
		異常音	—	S	S	S	—	S	異常音がないこと。					
		温度上昇	—	H	H	—	—	M	異常な温度上昇がないこと。					
		漏油	E	E	E	E	E	E	漏油がないこと。					
		潤滑油量	—	—	E	—	—	E	油面計の規定内であること。					
		潤滑油劣化	—	—	E	—	—	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。					
		内部状態	—	—	—	—	—	W	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
扉体駆動部	ラックピン	摩耗	E	E	E	E	—	M	開閉装置メーカーの許容値以内であること。					
		給油状態	—	—	E	—	—	E	ラックピンにグリースが付着していること。					
	ラック棒	変形、損傷	E	E	E	E	E	M	変形、損傷がないこと。					
		異常音	—	—	S	—	—	S	異常音がないこと。					
保護装置	過負荷防止機構	作動状態	—	—	D	—	—	D	正常に作動すること。					
	リミットスイッチ	作動状態	—	E	D	E	—	D	設定値で正常に作動すること。					
開度計	機械式	作動状態	—	E	D	—	—	D	実揚程と指針表示が合致していること。					
		盤面の曇り	—	—	E	—	—	E	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。					
特記事項	注1) 目視点検は、目視による外観の異常の有無、前回点検時との変化の有無について確認するものとする。 注2) 管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検するものとする。 注3) 年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行うものとする。													

機 場 名 : 創成川分水工
 点検実施
 年 月 日 :

緊急ゲート
 (扉体・開閉装置)

※ 本基準チェックシートに基づいて整備・点検記録表を作成・運用する。
 ※ ()書きは、管理運転時に点検を行うものとする。
 ※ Eは、取付している計器の読みを含むものとする。
 ※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準
 ○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
 △ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
 × 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法(()書きは運転時実施)
 X 交換 C 清掃 W 分解 E 目視
 A 調整 M 測定 T 増締 H 指触
 D 動作確認 S 聴診 - 点検対象外

施設名 機器名 番号(号機) ※点検結果等に記載。 機種形式

装 置 区 分	※1 装置・ 機器の 特性	点検部位	機器 コード	点検項目	点 検 方 法 ※2							判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要	
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備	目 視 点 検	管 理 運 転 点 検					年 点 検
					月	年										
全 般	清掃状態	汚れ		E E E E - E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。											
		ごみ、流木、土砂等		E E E E E E	ごみ、流木、土砂等がないこと。											
	外観	変形		E E E E E E	変形がないこと。											
		損傷		E E E E E E	損傷がないこと。											
	塗装	損傷		E E E - - E	損傷がないこと。											
		劣化		- - E - - E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。									判定は「機械工事塗装要領(案)・同解説」による。		
扉 体	構造全体	振動		- H H H - H	異常振動がないこと。											
		異常音		- S S S - S	異常音がないこと。											
		片吊り		- - M - - M	異常な傾き(片吊り)がないこと。											
	スキンプレート	変形		- - E - - E	変形がないこと。											
		損傷		E E E - E E	損傷がないこと。											
		板厚の減少		- - - E - M	測定結果により判定のこと。											
		腐食(孔食)		- - E - - E	腐食(孔食)がないこと。											
		溶接部の割れ		- - - E - E	割れがないこと。											
	主桁、補助桁	変形		- - E - E E	変形がないこと。											
		損傷		E E E E E E	損傷がないこと。											
		板厚の減少		- - - - - M	測定結果により判定のこと。											
		腐食(孔食)		- - E - - E	腐食(孔食)がないこと。											
		溶接部の割れ		- - - - - E	割れがないこと。											
	クサビ	損傷		E E E - E E	損傷がないこと。											
		扉体圧着状態		- - E - - E	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。											
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落		- - E,H - E E,H	ゆるみ、脱落がないこと。									Hについては打診		
		損傷		E E E - E E	損傷がないこと。											
		腐食(孔食)		- - E - - E	腐食(孔食)がないこと。											
支 承 部	サイドシュー	摩耗		- - E - - M	摩耗がないこと。											
		損傷		E E E - E E	損傷がないこと。											
水 密 部	水密ゴム	変形		E E E - - E	変形がないこと。											
		損傷		E E E - - E	損傷がないこと。											
		劣化		- - E - - E	劣化がないこと。											
		漏水		E E E - - E	機能に支障がないこと。											
	ゴム押え板	変形		E E E - - E	変形がないこと。											
		損傷		E E E - - E	損傷がないこと。											

装置区分	※1 装置・機器の特性	点検部位	機器コード	点検項目	点検方法※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
					定期点検	年点検	運転時点検	臨時点検	定期整備				
					目視点検	管理 運転点検	点検						
取外し戸当り	主レール	変形	E	E	E	-	E	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	-	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
		溶接部の割れ	-	-	-	-	E	E	割れがないこと。				
	補助レール	変形	E	E	E	-	E	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	-	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
		溶接部の割れ	-	-	-	-	-	E	割れがないこと。				
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E	-	E	E	ゆるみ、脱落がないこと。				
		損傷	-	-	E	-	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	開閉装置動力部	主電動機	振動	-	H	H	H	-	H	異常振動がないこと。			
異常音			-	S	S	S	-	S	異常音がないこと。				
温度上昇			-	H	M	H	-	M	異常な温度上昇がないこと。				
電流値			-	E	M	-	-	M	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。				
電圧値			-	E	M	-	E	M	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。				
絶縁抵抗			-	-	M	-	-	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。				
内部状態			-	-	-	-	-	W	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。				
開閉速度			-	-	M	-	-	M	開閉速度が規定値内であること。		○		
電磁制動機のすきま		-	-	E	-	-	E	ディスクのすきまが規定範囲にあること。			計測値で判定する。		
手動装置		作動状態	-	D	D	D	-	D	円滑に開閉操作ができること。				
	操作力	-	-	D	-	-	M	円滑に回転すること。 操作力が100N以下であること。					
制動部	制動機構(セルブロック)	作動状態	-	-	-	-	-	D	扉体が降下しないこと。				
	遠心ブレーキ	外観	-	-	E	-	-	E	発錆がないこと。			○	
		ライニングの厚さ	-	-	M	-	-	M	ライニング厚規定以上のこと。				
		自重降下速度の測定	-	-	M	-	-	M	6m/min以下または開閉装置の仕様とおりのこと。				
減速部	減速機	振動	-	H	H	H	-	H	異常振動がないこと。				
		異常音	-	S	S	S	-	S	異常音がないこと。				
		漏油	E	E	E	E	E	E	漏油がないこと。				
		潤滑油量	-	-	E	-	-	E	油面計の規定内であること。				
		潤滑油劣化	-	-	E	-	-	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。				
		内部状態	-	-	-	-	-	W	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。				
扉体駆動部	ラックピン	摩耗	E	E	E	E	-	M	開閉装置メーカーの許容値以内であること。				
		給油状態	-	-	E	-	-	E	ラックピンにグリースが付着していること。				
	ラック棒	変形、損傷	E	E	E	E	E	M	変形、損傷がないこと。				
		異常音	-	-	S	-	-	S	異常音がないこと。				
保護装置	過負荷防止機構	作動状態	-	-	D	-	-	D	正常に作動すること。				
	リミットスイッチ	作動状態	-	E	D	E	-	D	設定値で正常に作動すること。				
開度計	機械式	作動状態	-	E	D	-	-	D	実揚程と指針表示が合致していること。				
		盤面の曇り	-	-	E	-	-	E	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。				
特記事項	注1) 目視点検は、目視による外観の異常の有無、前回点検時との変化の有無について確認するものとする。 注2) 管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検するものとする。 注3) 年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行うものとする。												

機 場 名 : 創成川分水工
 点検実施
 年 月 日 :

除塵設備・付属設備

※ 本基準チェックシートに基づいて整備・点検記録表を作成・運用する。
 ※ () 書きは、管理運転時に点検を行うものとする。
 ※ Eは、取付いている計器の読みを含むものとする。
 ※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※2 点検・整備方法(() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

施設名 _____ 機器名 _____ 番号(号機) ※点検結果等に記載。 機種形式 _____

装 置 区 分	※1 装置・ 機器の 特性	点検部位	機器 コード	点検項目	点 検 方 法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘 要	
					定期点検		運 転 時 点 検	臨 時 点 検	定 期 整 備					
					月 点 検	年 点 検								
スク リー ン		スクリーン		汚れ	E	E	E	-	-	-	土砂・ゴミの発生状況			
				塗装、腐食	E	E	E	-	-	E	はがれ、割れ、ふくれがないこと。 支障となる腐食がないこと。			
				変形、損傷	E	E	E	E	E	E	支障となる変形、損傷がないこと。			
施設 全般		建築構造物		施設全般	E	E	E	-	E	-	損傷、異常			
				量水票	E	E	E	-	-	-	損傷、異常			
				階段、タラップ等	E	E	E	-	-	-	損傷、異常			
				外構(敷地内)	E	E	E	-	-	-	門、フェンス、外壁、侵入路などの損傷、異常			
				水路、吐水槽	E	E	E	-	-	-	汚れ、土砂・ゴミの発生状況			
特記 事項														

月 年点検(測定記録表)

施設名 創成川分土工

実施日 平成 年 月 日 天候 気温

点検者

名称	点検項目	点検内容	項目	測定結果		基準値	単位	備考
				開方向	閉方向			
制御ゲート	開閉装置 電動機	絶縁抵抗	R相			1.0以上	MΩ	
			S相			1.0以上	MΩ	
			T相			1.0以上	MΩ	
		電流			1.1	A		
		電圧			202±20	V		
		温度			50以内	℃		
	遠心ブレーキ	ライニングの厚さ				3.0~5.0	mm	
		自重落下速度				6.0以下	m/min	
	扉体	傾き				90±0.24	°	
	緊急ゲート	開閉装置 電動機	絶縁抵抗	R相			1.0以上	MΩ
S相						1.0以上	MΩ	
T相						1.0以上	MΩ	
電流					1.1	A		
電圧					202±20	V		
温度					50以内	℃		
遠心ブレーキ		ライニングの厚さ				3.0~5.0	mm	
		自重落下速度				6.0以下	m/min	
扉体		傾き				90±0.24	°	

名称	点検項目	点検内容	項目	測定結果	基準値	単位	備考
受電設備	現場操作盤	盤内	絶縁抵抗		0.2以上	MΩ	300V以下回路
		盤内	接地抵抗		100以下	Ω	
	引込計器盤	盤内	接地抵抗		100以下	Ω	
監視制御設備	中央土木 監視制御盤	盤内	絶縁抵抗		0.1以上	MΩ	150V以下回路
		非常通報装置	電源電圧		101±6	V	
	河川管理課 監視制御盤	盤内	絶縁抵抗		0.1以上	MΩ	150V以下回路